

令和2年5月5日

大学・短期大学の長 様

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部長  
(担当：京都市総合企画局総合政策室 222-3103)

### 緊急事態宣言の期間延長に伴う大学等への要請について

京都市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、市内の各大学等に対して、緊急要請や情報提供等を行ってきたところです。大学等の皆様におかれましては、これを受け、遠隔授業の実施や学生への呼びかけ等の感染拡大防止の取組を積極的に進めていただいております。御礼申し上げます。

この度、令和2年5月4日付けで国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が令和2年5月31日まで延長され、京都府が引き続き特定警戒都道府県とされました。

本市の人口の1割に相当する、15万人の学生が全国、海外から集い学ぶ「大学のまち京都・学生のまち京都」においては、大学等の取組、学生の皆様の行動が極めて重要であります。つきましては、以下の点を改めて御確認いただき、引き続き感染拡大防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本市といたしましても、令和2年3月26日より配信している「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アプリKYO-DENT（キョーデント）において、新型コロナウイルス感染症に関する情報を学生向けに随時配信してまいります。

引き続き、各大学等の皆様とともに、学生の皆様が市民の皆様とともに安心して学べる環境を維持できるよう、対策に万全を期してまいりますので、御協力をお願いいたします。

#### 1 大学等における感染拡大の防止等について

引き続き、京都府の休業要請に基づき適切に対応し、また、学生・教職員に対して、以下の呼びかけも含め、3密の回避等、感染拡大防止の取組の徹底を周知するとともに、学生・教職員の感染時等の対応について再度確認をお願いいたします。

加えて、緊急事態宣言解除後の授業の進め方（遠隔授業の積極的実施の検討）等に係る段取りについても十分な確認をお願いいたします。

#### 2 学生への積極的な呼びかけについて

大学の授業等に関する指示（日程や進め方等）を十分に確認し、実家と下宿先の往来等、不要不急の移動・外出を控えるとともに、常に「自分が感染者かもしれない」という思いを持って、引き続き、大切な人を守るため、新歓コンパ・懇親会等を自粛するよう、学生への積極的な呼びかけをお願いいたします。あわせて、御家族の皆様にも御協力いただくよう呼びかけをお願いいたします。